

○ 銀行法施行令第十七条の二第二項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）

| 改正案 | | 現行 | |
|--|---|--|--|
| （財務局長等への権限の委任の例外） | | | |
| <p>第一条 銀行法施行令（以下「令」という。）第十七条の二第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行の欄の各項に掲げる銀行に係る同表の権限の欄の各項に定める金融庁長官の権限とする。</p> | | | |
| 項 | 銀行 | 権限 | |
| 一 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社新生銀行 株式会社あおぞら銀行 オリックス銀行株式会社 シティバンク銀行株式会社 株式会社SBJ銀行 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社セブン銀行 株式会社ジャパンネット銀行 | 令第十七条の二第一項第一号から第五号までに掲げる金融庁長官の権限（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。） <u>第四十七</u> 条の三の規定による認可及び第四十九条の規定による届出の受理を除く。） | |
| 項 | 銀行 | 権限 | |
| 一 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社新生銀行 株式会社あおぞら銀行 オリックス銀行株式会社 シティバンク銀行株式会社 株式会社SBJ銀行 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社セブン銀行 株式会社ジャパンネット銀行 | 令第十七条の二第一項第一号から第五号までに掲げる金融庁長官の権限（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。） <u>第四十七</u> 条の二の規定による認可及び第四十九条の規定による届出の受理を除く。） | |

ソニー銀行株式会社
楽天銀行株式会社
株式会社新銀行東京
住信SBIネット銀行株式
会社
株式会社イオン銀行
株式会社じぶん銀行
株式会社大和ネクスト銀行
三菱UFJ信託銀行株式会
社
みずほ信託銀行株式会社
三井住友信託銀行株式会社
株式会社SMB C信託銀行
ステート・ストリート信託
銀行株式会社
ニューヨークメロン信託銀
行株式会社
あおぞら信託銀行株式会社
株式会社しinkin信託銀行
資産管理サービス信託銀行
株式会社
新生信託銀行株式会社
日証金信託銀行株式会社
日本トラスティ・サービス
信託銀行株式会社

ソニー銀行株式会社
楽天銀行株式会社
株式会社新銀行東京
住信SBIネット銀行株式
会社
株式会社イオン銀行
株式会社じぶん銀行
株式会社大和ネクスト銀行
三菱UFJ信託銀行株式会
社
みずほ信託銀行株式会社
三井住友信託銀行株式会社
株式会社SMB C信託銀行
ステート・ストリート信託
銀行株式会社
ニューヨークメロン信託銀
行株式会社
あおぞら信託銀行株式会社
株式会社しinkin信託銀行
資産管理サービス信託銀行
株式会社
新生信託銀行株式会社
日証金信託銀行株式会社
日本トラスティ・サービス
信託銀行株式会社

| | |
|-----|--|
| 四～二 | |
| (略) | 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 農中信託銀行株式会社 野村信託銀行株式会社 株式会社整理回収機構 |
| (略) | |

| | |
|-----|--|
| 四～二 | |
| (略) | 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 農中信託銀行株式会社 野村信託銀行株式会社 株式会社整理回収機構 |
| (略) | |